

新図書館（高知県立図書館、高知市民図書館本館）

基 本 構 想 中 間 報 告 書 (案)

平成23年2月

新図書館基本構想検討委員会

目 次

はじめに	1
I 県立図書館、市民図書館本館の現状と新図書館整備の必要性	2
1 新図書館整備の必要性	2
2 県内の読書環境と県立図書館の現状	3
3 人口同規模自治体からみた市民図書館の現状	4
II 県立図書館と市民図書館に求められる役割と機能	6
1 県立図書館の役割と機能	6
2 市民図書館の役割と機能	9
III 新図書館が目指す図書館像	11
1 新図書館の基本的な考え方	11
2 新図書館の目指す図書館像	12
3 合築することによる新図書館の新たな可能性等	13
IV 資料の収集・保存方針等	15
1 収集方針	15
2 保存方針	16
3 蔵書計画	16
V 新図書館の組織・運営等のあり方	18
1 組織のあり方	18
2 運営のあり方	18
3 点字図書館・科学館（仮称）との連携	18
4 組織・運営で遵守すべき事項	18
5 開館までの課題	21
VI 新図書館の建設場所	23
VII 新図書館の施設規模等	23
1 施設規模等	24
2 駐車場の整備	25
VIII 単独と合築の比較検討	26
【参考】新図書館基本構想関連資料集	28

は　じ　め　に

高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）と高知市民図書館（以下「市民図書館」という。）本館は、狭隘化や老朽化等から時期を同じくして新しい図書館を整備することが必要となっている。

高知県と高知市は、高知市立追手前小学校敷地に合築で整備する新図書館基本構想の作成に連携して取り組むこととし、県市の教育委員会において、新図書館基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

この検討委員会では、まず、県立図書館と市民図書館をそれぞれ単独で整備した場合と、合築により整備した場合との比較検討を行ったうえで、合築で整備する基本構想を作成することとしていた。しかし、新図書館の目指すべき図書館像や両図書館の役割と機能、県市の図書館システム、組織・運営などを描かなければ、単独と合築の比較検討はできないとの認識に立ち、先に、合築による新図書館の目指す役割・機能、それを果たすための運営方法などについて議論を行い、その後に単独と合築の比較を行った。

検討委員会では、現在の本県の読書環境等を踏まえ、県民市民の要求に応えられる図書館をつくりたいとの思いから、これから県立図書館と市民図書館は、その役割や機能はどうあるべきか、また、合築による新図書館が、こうした役割や機能を発揮していくための課題やその対策、さらには、合築による新図書館の組織、運営のあり方や、施設・設備のあり方について検討を重ねてきた。

こうした検討の結果を、新図書館基本構想中間報告書（案）としてまとめた。

当検討委員会では、この中間報告書（案）をもとに県民市民から広く意見を募集し、その意見も踏まえ必要な議論を行った後に、最終案を取りまとめていきたいと考えている。

県立図書館、市民図書館本館の現状と新図書館整備の必要性

1 新図書館整備の必要性

県立図書館と市民図書館本館は、いずれも昭和40年代に整備され、現在、施設の狭隘化や老朽化、また、耐震化等の課題を抱え、新たな施設の整備が必要となっている。

H22.3.31現在

施設名	県立図書館	市民図書館本館
建築年度	昭和48年(築37年)	昭和42年(築43年) 新館は平成3年建築
延べ床面積	3,896.1m ²	3,466.3m ²
蔵書冊数	約60万3千冊	約47万5千冊 (分館・分室を含め約98万冊)

(1) 県立図書館の施設の現状

現在の県立図書館は、昭和48年の建築で、以下のとおり狭隘化、老朽化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分な施設となっている。

① 収蔵能力が限界を超えている。

(約30万冊の計画に対し、約60万3千冊を収蔵)

② 開架スペースが十分でなく、閲覧席が少ない。

③ 研修や行事、他機関と連携した企画等のための集会室がない。

④ 雨漏りが見られるとともに、空調・水道等の設備の更新時期にある。

⑤ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。

⑥ 一般利用者用のエレベーターがないなど、バリアフリーに対応した施設となっていない。

⑦ 現在の県立図書館の土地に新しい図書館を整備することは、敷地面積が狭いことから必要な規模を確保することが難しい。

(2) 市民図書館本館の施設の現状

現在の市民図書館の本館は、昭和42年の建築で、以下のとおり老朽化、狭隘化が進み、図書館サービスの新たな展開が不十分な施設となっている。

① 収蔵能力が限界を超えている。

(開架8万冊、書庫16万冊の計画に対し、約47万5千冊を収蔵)

② 開架スペースが十分でなく、閲覧席が少ない。

③ 開架部分と書庫が離れているなど、機能的でない配置になっている。

④ 特設文庫を保存する収蔵庫や資料整理のための専用室がない。

⑤ 集会・展示スペースやトイレ、利用者のくつろぎの場などが狭い。

⑥ 原因を特定できない雨漏りや壁面のクラックなどが見られる。

⑦ 新耐震基準以前の建物であり安全上問題がある。

2 県内の読書環境と県立図書館の現状

「日本の図書館 統計と名簿 2009」、平成20年度「学校図書館の現状に関する調査」から全国と比較して本県の公立図書館の状況を見ると、県内34市町村のうち図書館が設置されているのは21市町村で、設置率は61.8%（全国第37位）となっている。しかし、図書館が設置されていても、高知市を除くほとんどの市町村立図書館において資料購入費や職員などの指標が全国の同規模団体を大きく下回っており、図書館のない13町村の公民館図書室とともに蔵書や職員の充実が課題となっている。

また、県内の学校図書館で「学校図書館図書標準」を達成している小学校は、40.4%（全国第28位）、中学校は30.7%（全国第30位）となっており、必要な冊数を確保するとともに子どもたちに魅力のある新しい図書を届ける必要がある。

一方、県立図書館の利用状況を見ると、貸出冊数は年間約15万1千冊で全国第41位、市町村立図書館等（注1）への協力貸出冊数で見ると約1万6千冊で全国第22位となっている。延べ床面積（3,896.1m²）、資料の収蔵能力（約30万冊）は、施設が小さいこともあり、ともに全国最下位となっている。また、雑誌を除

く図書の蔵書冊数は約48万9千冊で全国第46位、2009年度の年間資料購入当初予算額は2561万円で、全国第45位となっている。

こうしたことから、十分な図書館サービスが展開できず、県立図書館の役割を果たしているとは言い難い状況にある。

(注1) 市町村立図書館等とは、市町村立図書館及び図書館未設置町村の公民館図書室をいう。

3 人口同規模自治体からみた市民図書館の現状

市民図書館(全体)の平成20年度の年間個人貸出冊数は約188万2千冊であり、約34万1千人の奉仕人口1人当たりに換算すると年間約5.5冊となる。これは、人口規模30～40万人の27都市に設置された公共図書館中、全貸出冊数(平均約186万8千冊)においても、また奉仕人口1人当たりの貸出数(同約5.3冊)でも11位であり、これらのうちではほぼ平均的な位置にある。

一方、本館の延べ床面積は、中央館同士の比較では17位であって、約3,466m²という広さは27館平均を約1,000m²下回るものであり、むしろ小規模な部類に入る。さらに資料購入費は、2007年度の決算額が約5600万円で18位。金額的には27館の平均より1300万円あまり少ない数字となっている。これには本館だけではなく6分館・15分室分の資料購入費も含まれることから、複本購入等のために一定額が割かれることになり、その影響もあってか、本館蔵書数も27館中20位(約40万6千冊。平均は約48万冊)と、振るわない結果となっている。

ある1年の数字だけをとりあげて単純に比較できるわけではないが、市民図書館は、利用状況の面からは、同規模他館と比べて標準的な地位を占めており、地域に対しても一定水準の図書館サービスを提供していると言えよう。もっとも、本館の施設規模・資料購入費・蔵書数はいずれも平均以下というのが実情である。しかしながら、本館はそもそも開架・書庫を合わせて24万冊の収蔵を想定した施設であって、現時点で既に収蔵能力をはるかに超えている。しかも、所蔵資料数は年々増加の一途をたどっており、結果として施設内のさまざまな場所を書庫に転用しなければならず、その整理のために少なからぬ人手と時間をかけることにもなっている。所蔵資料を有効に活用し、かつ図書館サービスをさらに発展させるための種々の仕掛けを行うには人

的・空間的な余裕が必要であるが、現状では全くの不足状態であると言わざるを得ない。このことからも市民図書館にとっては、施設の拡充が喫緊の課題となっている。

※ 順位等は、「日本の図書館 統計と名簿 2009」への掲載データを使用した。ただし、

市民図書館の貸出冊数・中央館蔵書数は同館の「平成21年度要覧」、平成19年度決算額は同「平成20年度要覧」に拠った。

II 県立図書館と市民図書館に求められる役割と機能

1 県立図書館の役割と機能

(1) 県立図書館の役割

- ① 市町村立図書館の設置を促すとともに既設図書館への支援を通じて、県内の読書環境を充実させる。
- ② 県内はもとより国内外の図書館等関係機関との連携・協力により、国内、世界との情報格差の解消を図る。
- ③ 本県を活力ある県とするため、読書活動の推進はもとより、調査・研究への支援、情報の活用等を通じて、県民の生活・教育・文化・産業等をより豊かにするための基盤となる。

(2) 県立図書館の備えるべき機能

① 高知県の情報拠点及び資料の蓄積・保存センターとしての機能

多様な図書・雑誌・新聞やデータベースなどを収集・整理・保存し、調べ学習や調査・研究の支援、資料の貸出しなどを行う。資料の収集にあたっては、特に高知県ならではの自然・文化・産業等に関する資料を重点的に収集し、また、関係機関との連携協力を図り、図書・雑誌だけでなくパンフレットなど幅広い資料の収集に努める。

併せて、市町村で保存しきれない資料なども保存する資料保存センターの機能を備える。これらの蓄積した資料のうち歴史的な資料をデジタル化し、インターネットで公開することなどにより、県内はじめ、国内、世界に向けた情報発信の基地となるように努める。

なお、資料購入費は、こうした図書館機能を果たすために相応しい額を確保する必要がある。

② 地域や県民の課題解決や多様な学習への支援機能

県民の仕事やくらしに役立つ情報、課題解決に役立つ情報を広範囲に取りそろえ、利用者が有効活用できるよう分類・目録を整備し、効果的な配列、展示などを行い、付加価値を高めて提供する。

取り扱ったレファレンス・サービス（注2）に関するデータベースやパスファインダー（注3）を作成し、調べ学習や調査・研究を支援する。

また、各種団体や関係機関と連携・協力し、豊富な情報資源を活用したビジネス支援や医療健康情報などの地域課題に関する展示やセミナー、講演会等を開催する。

（注2） レファレンス・サービス： 利用者の問い合わせに図書館資料（本や雑誌、新聞、データベース等）を案内したり、図書館資料に基づいて回答するサービス

（注3） パスファインダー： あるテーマに関する資料や情報を探すための手順を簡単にまとめたもの

③ 図書館ネットワークの構築と市町村立図書館等への支援機能

人的・物的支援を通じて市町村立図書館等の振興を図り、県内全域の読書環境、情報環境を大幅に改善する。

特に、市町村の支援を強化するために、県内をいくつかのブロックに分けて、そのブロックを担当する職員を配置し、地域の公立図書館や学校図書館に対し、日常的にきめ細かな支援を行う。公立図書館のない町村については、その設置を促すとともに、公民館図書室を支援する。

また、県内外の各種図書館等との連携・協力を進める。

ア 情報ネットワーク

県内の情報ネットワークの拠点としての役割を果たしていくためには、県内外の関係機関や団体とネットワークを形成するコンピュータ・ネットワークを整備・拡充していく必要がある。

また、市町村立図書館等には、図書館情報システムが導入されていないところも多い。県内の図書館情報の地域格差を解消するためには、インターネット

を通じて各館の蔵書を調べることができるよう、コンピュータ・ネットワークを構築していくことが重要であり、そのための支援を行っていく必要がある。

イ 物流ネットワーク

県内の読書環境が脆弱であることから、市町村立図書館や学校図書館等全ての図書館に対して、利用者の希望する図書資料が開館日は毎日届けられるように物流体制を充実させることが特に重要である。

また、県立図書館の役割を果たすため、市町村立図書館、大学図書館、県立学校図書館等への協力貸出しや相互貸借のネットワークを強化する。

④ 子どもの読書活動の支援機能

児童書を全点購入することで、市町村立図書館等の職員が絵本等の図書を手にとって選定ができるようにし、職員の選書能力を高め、児童サービスの充実につなげる。

また、読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動に関わる人材を幅広く養成する。

⑤ 学校への支援機能

市町村立小中学校に対する支援は、基本的には市町村立図書館等を通じて行うのが望ましいが、図書資料が不足する場合には図書の一括貸出しの支援をする。併せて、高等学校や特別支援学校などの県立学校、私立学校に対する一括貸出しを行う。

⑥ 図書館利用に障害のある利用者等の支援機能

・障害者サービス

対面音訳や宅配サービスを行うとともに、大活字本やデジタルデータなど資料を利用する人が求める方式で提供するよう努める。

・多文化サービス

県内に在住する外国人に対して、生活や仕事に必要な情報・資料を提供するとともに、多様な文化に対する県民の理解を促進する。

⑦ 新たな図書館サービスの創造機能

社会の変化や県民ニーズに対応し、常に新しい図書館サービスの創造に努める。

⑧ 人材の育成機能

経験年数に応じた研修や専門的能力を高める研修など、公立図書館と学校図書館職員の研修の体系化を図るとともに研修内容を充実させ、県内の読書活動に関わる人材の育成を図る。

2 市民図書館の役割と機能

(1) 市民図書館の役割

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資し、もって個人の完成と市民社会の発展に貢献する。（「高知市立市民図書館条例」第1条より）

(2) 市民図書館の備えるべき機能

① 直接サービス

多様な蔵書構成を充実させ、快適な開架閲覧スペースとともに提供することにより、利用者への直接サービスの向上に努める。

② 資料情報の集積・提供

生活情報の提供から調査、研究の支援までを幅広くサポートするため、総合的に資料・情報の集積を行う。

③ 課題解決の支援

市民のくらしや地域に関わる様々な課題解決のための支援を行う。すべての分野にわたる基本的なレファレンス資料を揃え、利用者の疑問に迅速に答える。

④ 図書館システムの運営

全国にもまれな6分館・15分室、2台の移動図書館とのネットワークを強化・充実させ、高知市内全域に均質かつきめ細かな図書館サービスを展開する。

⑤ 子どもに対する読書支援

子どもの読書と十分な学びを保障するため、子どもと本の出会いにつながる創造的で豊かなサービスを展開する。

⑥ 市立学校への支援

司書教諭、図書館の担当職員やボランティアとの連携を密にし、現場で求められる資料を選定・収集し、団体貸出等の方法で提供する。

また、様々な相談に応ずるとともに、相互に研修を企画し、知識や技術の向上に努める。

⑦ 視聴覚ライブラリー

一般には入手不可能な教育資料や地域資料、あるいは調査研究、市町村や団体の活動支援及び県政市政の展開に必要なものなど、公共図書館ならではの視聴覚資料を収集し、利用者に提供する。

⑧ 科学館（仮称）との連携

科学館（仮称）と連携して、県民・市民の科学的興味を高める資料を充実させる。

⑨ 障害者サービス

誰もが使いやすいようユニバーサルデザインを導入するとともに、点字図書館などと連携してそれぞれの障害に応じたサービスを幅広く展開する。

⑩ 多文化サービス

市内に在住する外国人に対して、生活や仕事に必要な情報・資料を提供するとともに、多様な文化に対する市民の理解を促進する。

III 新図書館が目指す図書館像

新しい図書館は、これからの中高生を生きる人たちに力と喜びをもたらすものでなければならない。

県立図書館は歴史的価値のある図書、専門的な図書が揃い、調べごとに集中できる静かな図書館として存在感を発揮してきた。また、市民図書館は「市民の図書館」として気軽に利用でき、相談しやすい図書館として親しまれ頼りにされてきた。

合築においては、こうした両館の特性を生かした空間設計のもとに、明るく、開放的で、高知らしくのびのびした雰囲気の中、様々な世代がそれぞれの目的のサービスを受けられ、人のぬくもりが感じられる図書館であることを期待する。

また、県全体の読書環境、情報環境を向上させるために、教育行政と連携しながら、図書館未設置町村への図書館の設置促進、市町村立図書館の職員の確保や資料の充実を促すとともに、県立図書館の資源を活用した支援が重要である。

1 新図書館の基本的な考え方

新しい図書館は、全国で初めて県立図書館とその所在地の市立図書館を合築し、県立図書館と市民図書館本館のそれぞれの役割と機能をしっかりと果たしながら、共通する業務を一体的に行おうとする図書館である。それにより、両館の担ってきた独自の機能をこれまで以上に発揮させ、県民市民の利便性を高めるための充実した図書館サービスを提供しようとするものである。そのためには、建物や組織、役割分担などに様々な工夫を凝らし、整備・運営していく必要がある。

新図書館の基本的な考え方は、次のとおりである。

項目	基本的な考え方
施設	・利用者にとって、県市の区別のない一つの施設とする。
組織等	・新しい図書館には、県立図書館、市民図書館の二つの組織を置く。 ・県の貸出等の直接サービス業務は市に委託し、市民図書館が行う。 ・今後、県市がサービスの向上を図らなければならないレンタルや情報ネットワークなどの業務は共同して行う。

開架スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・開架スペースの書架には、県市の所有に関わりなく資料を系統的に並べ、自由に閲覧でき、窓口サービスが受けられるようにする。 ・1枚の図書カードで、県市いずれの資料も利用できる。
書庫	<ul style="list-style-type: none"> ・県市に必要な書庫を整備し、県市が共用して蔵書を管理する。
資料の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・県市で選書の調整を図りながら購入する。
利用者の範囲やサービス内容の統一	<ul style="list-style-type: none"> ・県市のルールを統一し、サービスの充実を図る。
図書館情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・県市のシステムを統一し、県市の所有図書に関わりなく蔵書検索や予約サービスが受けられる。
物流ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館の物流便を開館日は毎日行うなど、サービス内容を充実する。

2 新図書館の目指す図書館像

県市が連携して整備する新しい図書館は、地域を支える情報拠点として、県民市民の読書環境や情報環境を大きく改善していくものでなければならない。

このため、これまでの住民一人ひとりの読書を支援するという図書館に加えて、地域の課題を解決していく図書館として整備する必要がある。資料は、紙媒体に加え電子媒体やデータベースの情報を取り揃え提供していかなければならない。なお、紙媒体の資料は、図書や雑誌だけでなく、行政や企業のパンフレットなども取り揃え提供していく必要がある。

また、電子書籍の出現など社会の急速な変化発展の中で、現時点で図書館の20年後30年後を見通すことは困難であるが、こうした変化にも対応し得る進化型の図書館づくりが必要となっている。

こういったことから、県立図書館、市民図書館が連携しそれぞれの機能を発揮しながら、次のような図書館を目指す。

なお、本構想が実現されているか点検評価を行うための第三者機関を設置する必要がある。

(1) 県民・市民の資料要求に応え、課題解決のサポートができる図書館

- ① 司書の専門性の向上
- ② レファレンス・サービスの充実と利用促進
- ③ 課題解決支援サービスの充実と強化

(2) 情報提供機関として地域を支える図書館

- ① 地域や住民の自立的な判断に必要な多様な資料・情報の充実と提供体制の確保
- ② ハイブリッド型図書館（従来の紙媒体と新たな電子媒体の双方を提供する機能を持った図書館）の実現
- ③ 各種団体・関係機関との連携・協力による情報提供とそのサービスの拡大
- ④ 高知県に関連する図書や雑誌などを充実させるとともに、それを活用することによる県民市民の郷土に対する关心や理解の向上

(3) 進化型図書館

社会の変化や県民市民のニーズの変化、情報通信技術の進歩等に対応して、柔軟な図書館サービスを創造し展開する進化していく図書館

3 合築することによる新図書館の新たな可能性等

新しい図書館を県市が連携して効果的に運営することにより、次のようなメリットや新たな可能性が考えられる。それらの可能性を伸ばしていく運営が求められる。

- (1) 両館の資料が1カ所で借りられるなど、利用者の利便性が格段に高まる。
- (2) 県立図書館と市民図書館で共通している一部の業務、具体的には、県の貸出等の業務を市に委託し市民図書館が行うことにより、県は市町村支援や課題解決、新しいサービスの創造などに、市は直接貸出しや分館分室の支援等の業務をより特化して推進できる。
- (3) 両館の歴史的な資料が一箇所に集積することや、県市のホームページを一本化することなど情報を一元的に取り扱うことにより、情報の価値や情報発信機能が高まる。

- (4) 県市が資料購入費を確保し連携して選書を行うことにより、資料の重複を避けるとともに、地域の課題解決を図るために県民市民が求める資料など専門図書の充実を図ることが可能となる。
- (5) 県市の職員が緊密に連携して業務を遂行することにより、課題解決・調査研究のためのレファレンス機能を充実する。

IV 資料の収集・保存方針等

新図書館における資料の収集方針は、「図書館の自由に関する宣言」の精神を踏まえ、公平かつ広い視野に立ち、網羅的に活字資料とデジタル資料を収集することが基本となる。特に、高知県と高知市に関するものは徹底的に収集する必要がある。

この基本方針のもと、県立図書館と市民図書館で必要な調整をしながら収集にあたることが求められる。

1 収集方針

(1) 県立図書館

県立図書館は、県民からのあらゆる資料要求に応えるための県内最後のよりどころとして、また、市町村立図書館等のサービス活動を支える資料センターとして、豊富な蔵書やデータベースを持たなければならない。このため、市民図書館と資料構成の相互補完を図りながら、データベースや図書、雑誌、新聞など多様な資料を幅広く系統的に収集するものとする。

特に、課題解決型図書館として、専門機関と連携・協力しながら、ビジネス支援をはじめそれぞれのテーマに即した図書、雑誌、新聞等はもとより、データベースの整備を図る。

また、高知県の特性や課題に応じた分野については、重点的な収集を行い整備する。なかでも、高知県関連図書や史料については、網羅的に収集を行う。

なお、障害者サービスのための資料については、点字図書館等との役割分担を考慮しながら収集する。

(2) 市民図書館

市民図書館は、資料情報センターを目指し、「市民図書館資料収集方針」に基づいて資料の計画的収集を行うものであるが、今後の基本方針としては、高知市民及び県民からの要求に応えることを原則とする。そして、現在の利用者の要求というばかりではなく、潜在している、もしくは将来的に予測可能な市民・県民の要求をも考慮するものである。

資料は、県立図書館と資料構成の相互補完を図りながら、県内の公共図書館、学校図書館、自由民権記念館などと連携し、必要な資料をもれなく収集する。資料は、図書のほか、雑誌・新聞などの逐次刊行物、視聴覚資料、また電子資料など多様な形態のものを幅広く収集し、特に高知県に関する資料については網羅的な収集を行う。

2 保存方針

(1) 県立図書館

- ① 遷及的調査に応えられるよう、収集した資料は、全タイトル1点は保存する。
高知県関連資料については、貸出・閲覧用とは別に1点保存する。
また、県内の資料保存センターとして、市町村立図書館等の求めに応じて必要な資料を保存する役割を果たす。
- ② 保存にあたっては、現物保存を原則とするが、一部の資料については、代替資料として電子化を推進する。

(2) 市民図書館

- ① 本館所蔵資料は、原則として除籍等は行わず、書庫内にて保存するものとする。
ただし、「市民図書館 図書館資料収書基準」において、亡失、破損・汚損その他の理由で不用図書と判断されたものはこの限りではない。
- ② 高知県関係資料については、必ず1点を保存用資料として残すものとする。これは館外への貸出には供さない。

3 蔵書計画

(1) 書庫の収蔵能力

新しい図書館の収蔵能力は、開館後30年程度を見込み、全体で205万冊程度とする。うち書庫の収蔵能力は、県市合わせて170万冊程度とする。

また、敷地面積や予想される建物の階数などから、将来、書庫などを上階や別棟で増築することは極めて困難と考えるため、今回の整備においてできるだけ広いスペースを将来の書庫の拡張スペースとして確保しておくことが望ましい。

(2) 開架スペース

開架スペースの収蔵能力は、県市合わせて30万冊以上を配架し、利用者にとって分かりやすく使いやすいものとする。

Ⅴ 新図書館の組織・運営等のあり方

新図書館の機能を最大限に発揮していくためには、県市で組織や運営のあり方を十分に検討し、早い段階から人材育成や開館準備に取り組む必要がある。

1 組織のあり方

新しい図書館は、県立図書館、市民図書館それぞれの役割と機能を果たしていく必要があることから、県立図書館、市民図書館の二つの組織を置き、役割分担を明確にしたうえで、両館が連携して業務を遂行する。

2 運営のあり方

運営については、両館の職員で各種の調整を行うことはもとより、両図書館の連携を強化するための調整機関を置くなどの対策も必須である。調整機関は、両図書館長、図書館運営の専門家等で構成することが考えられる。

3 点字図書館・科学館（仮称）との連携

新図書館は、点字図書館・科学館（仮称）との複合施設となる予定である。したがって、障害者サービスにおける点字図書館との連携や物流ネットワークを活用した点字図書館資料の提供、子どもが科学に親しむ資料の充実や科学館（仮称）が開催する事業への協賛等、複合であることを生かした運営を行い新施設の特色とすることが求められる。

そのために、定期的に全館の運営を調整するための合同会議等を設置する必要がある。

4 組織・運営で遵守すべき事項

新図書館の目指す図書館像に向かって、県立図書館、市民図書館が連携してそれらの機能を発揮していくためには、次のことを遵守すべきである。

(1) 直営の堅持

新図書館は、県市が連携しながら一つの建物の中でお互いの資源を活用して課題解決等のサービスを提供する図書館である。レンタル・サービス業務をはじめ新図書館の主要な業務に携わる職員は、県市ともに司書を中心とした高い能力を有する職員でなければならない。

このため、県立図書館、市民図書館は、施設の管理などを除き、図書館の根幹に関わる業務は直営を堅持すべきであり、短期間で委託業者が変わる恐れのある指定管理者制度の導入はなじまない。

また、職員配置にあたっては、利用者数や提供サービスなどに応じた適正な配置が必要である。

(2) 専門職の確保

業務に携わる職員は、司書を中心とした職員構成が望ましい。県立図書館にあっては、全職員中に占める司書の割合を高める必要がある。市民図書館にあっては、専門職制度を導入するなどし、司書が専門性を高めながら図書館サービスに携われる体制を整備するとともに、職員に占める司書の割合を高める必要がある。

司書には、新図書館の目指す図書館像や新図書館の運営方針を正しく理解したうえで、自ら新しい図書館サービスを構想・企画する力が求められる。

このため、教育訓練の実施や先進的な活動をしている県外の図書館への派遣、さらには、図書館業務のみならず広く行政経験を積むしきみを整え、広い視野で業務に携わることができる司書を育成していくことに計画的に取り組む必要がある。

また、情報技術や課題解決サービス、郷土資料、児童サービス等の専門の領域に強い人材を育成していくことも大切である。

こうしたことに、開館前から計画的に取り組む必要がある。

(3) 県市の業務分担等

新図書館の機能を最大限に發揮して運営していくためには、両館の果たすべき役割と機能、責任の所在、そのための命令権者、そうした業務分担を明らかにした体制づくりを行い、運営方針を全職員で共有する必要がある。

(4) 館長の役割

新しい図書館づくりを進め円滑な運営を行っていく上で、両館長の役割は重要である。館長には、責任ある図書館運営に必要な権限を持たせる必要がある。併せて、事業の計画段階から図書館運営に長期的な視点から専門的な見識とビジョンを持って精力的に取り組めるリーダーシップのある人材を配置することが理想であるが、それが困難な場合には、国内の優れた図書館関係者の助言や指導を受けるべきである。

また、新図書館が二人館長制となることから、お互いの役割分担と意思決定のしくみを事前によく調整しておく必要がある。

(5) 協定書の締結

新しい図書館が、課題解決型の図書館、ハイブリッド型図書館、進化する図書館として、長期にわたり継続的・安定的な運営を果たしていくためには、検討委員会で論議した県立図書館、市民図書館の役割と機能、運営方針や運営体制、責任区分などの新図書館の運営に関わる基本方針について県市で文書を交わし、双方で確認を行う必要がある。

(6) 調整及び評価・点検

新図書館の目指す図書館像に向けて、適切な運営が行われているか点検・評価するための第三者機関を置く。

また、両館の連携・調整を図るために、両館はもとより調整機関や図書館協議会で常に確認を行い、目標の実現に向けて運営を行っていく必要がある。

5 開館までの課題

新図書館は、県立図書館と市民図書館の二つの組織のもとで一体的に運営することから、今から新しい組織運営のあり方を見据え、職員の計画的な採用とともに事前の研修やサービス内容を統一する共同作業などを通して、職員の意識の醸成を図っていく必要がある。

そのうえで、次の準備を行い、開館に備える必要がある。

(1) 図書館利用者の範囲やサービス内容の統一

県立図書館と市民図書館では、図書館利用者の範囲や予約サービスの提供のし方、開館時間などが異なっている。この取扱いをサービス向上につながるように改善する必要がある。

(2) サービス内容を統一するための準備作業

県市の資料を一つの窓口で貸出等のサービスを行っていくためには、県市で取扱いの異なっている図書の目録や分類、バーコードの体系などを統一する必要がある。

また、職員による専門性を活かしたサービスを提供するためには、自動化や機械化など効率的なサービス提供の方策について検討する必要がある。

(3) 開館日、開館時間

課題解決型の図書館として果たすべき役割や周辺地域の環境等を踏まえ、県民市民の利便性が向上する方向で開館日及び開館時間を検討すべきである。

(4) 資料の計画的整備

新しい図書館を魅力ある図書館として整備していくためには、開架資料の多くが新鮮であることが望ましい。良書と言われる図書でも売れない図書は返品率が高く、発売された時点での購入しておかないと、その後入手することが困難となる。県立図書館と市民図書館は、新図書館の開館に備え、計画的に必要な資料の整備を図る必要がある。

(5) コンピュータ・システム

一体型図書館の蔵書を管理するためには、県立図書館システム、市民図書館システムに対応したコンピュータ・システムが必要となる。このシステムを構築するにあたっては、予約・検索などのサービスの向上を図るとともに、情報の安全性を確保し、利用者のプライバシーを保護することなどに留意する必要がある。

VI 新図書館の建設場所

新図書館は、地域を支える情報の拠点施設として、高知の人づくりを支え、新しい時代を切り拓いていく役割を担っており、多くの人が集まりやすい公共交通機関の利便性が高い場所にあることが重要である。

建設予定地である追手前小学校敷地は、中心市街地であることから、空間的なゆとりを確保することには一定の制限が伴う。しかしながら、必要な建築面積は確保することができ、電車やバスなどの公共交通機関の利便性は高く、周辺には高校や大学などの教育施設も多く、子どもや学生、高齢者や障害者をはじめ多くの人が集まりやすい場所にある。

また、高知市の次期総合計画では、まちづくりの観点から郊外開発を抑制して都市機能を中心市街地にコンパクト化する方向性を、国の考え方と合わせて打ち出す予定であり、今回の図書館整備はその方向性に沿い、中心市街地の活性化に向けた相乗効果も期待される。

なお、委員からは、「予定地は、新図書館を建設するための条件を満たしている。」、「さまざまな条件全てに対し百点満点という場所はないし、全体のバランスとしてどうなのか、という考え方で判断しないといけない。」といった意見がある一方で、「追手前高校の時計台を見下ろす巨大な構築物ができることは、街づくりに関わる人間として反対。」、「面積に余裕が少ない、日曜市との調整や周囲の交通混雑による不安がある。」といった意見があった。

VII 新図書館の施設規模等

1 施設規模等

(1) 敷地

新図書館の敷地面積は、回遊性の確保を目的とした多目的広場を除き、追手前小学校敷地の2分の1程度が予定されている。

(追手前小学校の敷地面積 9,813m²)

追手前小学校敷地の現在の用途区分は、第一種住居地域（容積率200%、建ぺい率60%）となっており、新図書館の整備など、今後の土地利用の可能性を高めていくためには用途地域の見直しも必要と考えられる。

(2) 建築の基本方針

- ① 新しい図書館は、高知城をはじめ周辺の景観、日曜市などの人の動線に十分配慮したものとする。
- ② 利用しやすく親しみやすい図書館であること。お洒落で、広々として、明るく、過ごしやすく、県民市民が集って多様な出会いが生まれる空間を提供することが必要である。
- ③ 図書館の各フロアーをわかりやすい平面構成とすることにより、利用者が使いやすく、職員も働きやすい施設とする。
- ④ 図書館の発展、利用の変化に対応できる施設とする。
- ⑤ 高齢者や障害者の利用に支障のないユニバーサルデザインの施設にする。また、外国人も含め、すべての利用者にわかりやすい図書館を目指す。
- ⑥ 両館の物流システムに配慮した機能的な構造とする。

(3) 建物の面積

上記基本方針の基に整備する新図書館は、延べ床面積を15,000m²程度とすることが望ましい。

なお、各スペースの面積を概ね次のとおりとする。

開架スペース	5, 000 m ²
書庫スペース	4, 400 m ²
文化・会議・研修スペース	1, 000 m ²
管理スペース	1, 100 m ²
共有スペース	3, 500 m ²

2 駐車場の整備

新図書館の駐車場は、身体等に障害のある方、高齢者等で移動に配慮が必要な方、遠方から来る利用者、調査・研究などで図書館を長時間利用する利用者に配慮した整備が望まれる。建設場所が市内中心部にあり公共交通機関の便がよいこと、また、立地場所周辺に民間駐車場が多数整備（半径200m以内に約800台の駐車スペースが存在）されていることを考慮し、100台程度の駐車スペースを確保する。

駐車場の整備にあたっては、利用者の安全、周辺の道路事情、日曜市に配慮した動線の確保が望まれる。

また、駐車場の整備手法は、基本計画・基本設計を行う中で、利便性、初期投資や維持管理の経済性等を総合的に判断し決定することが望ましい。

併せて、民間駐車場の活用のあり方についても、駐車場の整備方法と合せて検討する必要がある。

なお、本委員会においては、大規模な駐車場が必要であるという意見とともに、上記のような移動に配慮が必要な方等を主な対象者とし、それ以外の利用者は、民間駐車場、公共交通機関を利用し広い駐車場はいらないという意見が出された。

VIII 單独と合築の比較検討

単独と合築の比較検討については、単独と合築それぞれの場合に県立図書館と市民図書館が果たすべき役割や機能について、どのようなメリットやデメリットがあるのか検証を行った。また、単独整備と合築整備にかかるイニシャルコストやランニングコストの比較検討は、仮に敷紡跡地に県立図書館を単独整備した場合と追手前小学校敷地で合築整備した場合での比較検討を行った。

果たすべき役割や機能の比較検討では、単独整備のほうがシンプルで合目的に運営でき、効果を出すのが早いといったメリットがある一方で、合築の場合では、ワンストップで多様な資料が利用でき、また、運営コストの節減効果で、それぞれの役割や機能を強化できるというメリットがある。しかし、単独整備であろうが合築整備であろうが、その役割や機能に大きな違いが生ずるものではなく、その施設を運営する組織体制が、県立、市民それぞれの図書館の果たすべき役割や機能を発揮できるものになっているかどうかが大きなポイントである。そのためには、それぞれの図書館の機能が最大限に発揮できるように、新図書館を円滑に運営していくことが重要である。

新しい図書館が合築することによるメリットを最大限に活かし、充実した図書館サービスを提供するためには、「合築した図書館の組織・運営等のあり方」で述べたとおり、両図書館の役割や機能、運営方針や運営体制など、図書館の基本的な方向性について、県市で協定書等の文書を交わし、連携した取組みを継続していくことが必須である。

こうした検討委員会で検討された内容に基づき整備が進められれば、合築で整備される新図書館が、その役割と機能を果たしていくことができるものと考える。

また、単独整備と合築整備にかかるイニシャルコストやランニングコストの比較検討では、前提条件によって比較検討に大きな違いが生ずるものであるが、県立図書館にとっては、合築整備の場合には用地費が必要でないというメリットが考えられる。また、合築整備の場合には、県立・市民図書館とともに、施設整備や管理・運営の在り方を効率的に行うことができ、イニシャルコストやランニングコストの節減が図られること、そして、その節減される経費で新図書館の機能の充実や、点字図書館と科学館（仮称）の整備も可能となるとともに、県立図書館が果たすべき市町村支援機能などや市民図書館が果たすべき市民サービスを充実していくことも可能となると考えられる。

なお、委員の中には、両館のそれぞれの役割や歴史があることなどから、単独整備が望ましいとする意見があった。

新図書館基本構想関連資料集

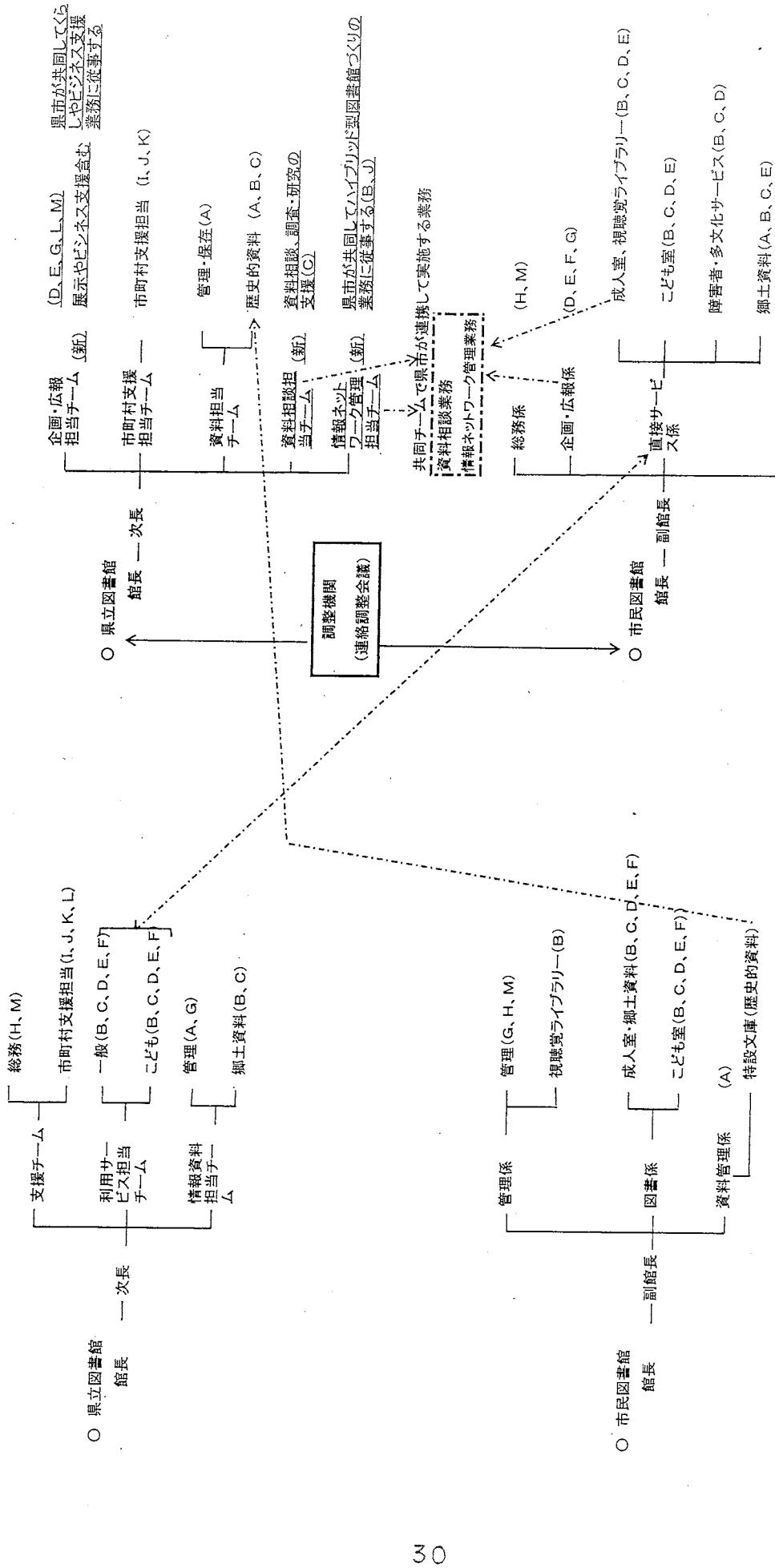
資料1 新県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イメージ表	29
資料2 新県立図書館・新市民図書館の組織体制のイメージ図	30
資料3 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ	31
資料4 単独と合築の比較表	32
資料5 県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備した場合との比較	36

新潟県立図書館・新市民図書館本館の業務の実施者と指揮命令権者イーメージ表

兵庫と高知市は、通常及び種々の貿易を通じて、協定書又は通報を交わす

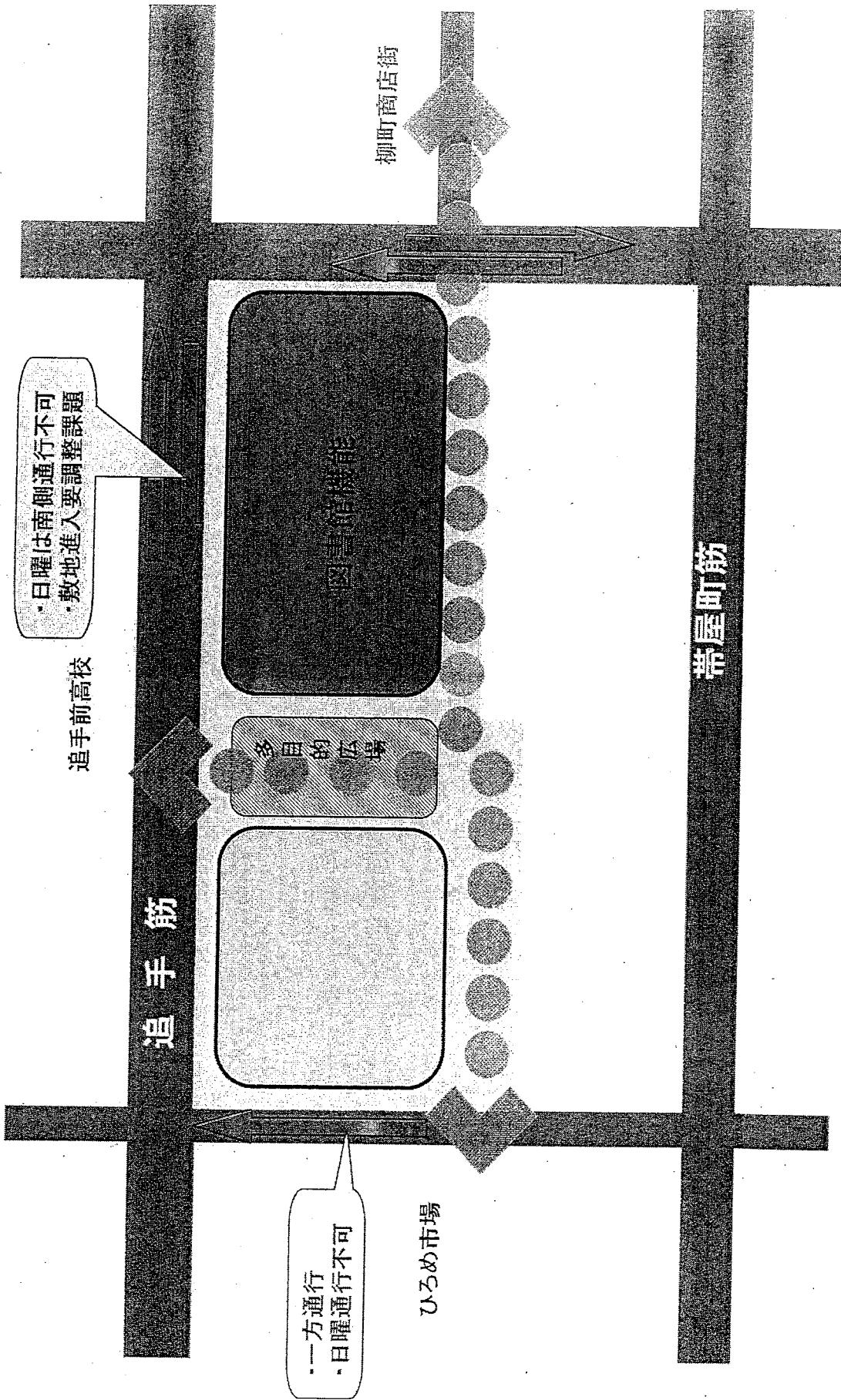
県立図書館・市民図書館の組織体制のイメージ図

新亞圖書館



※ 担当業務(記号)は、A 資料の収集、B 資料の提供、C レフアレンス・サービス等、D 利用者に応じた図書館へビス、E 多様な学習機会の提供、F ボランティアの参加の促進、G 広報及び情報公開
※ H 施設・設備：I 市町村図書館への援助、J 県立図書館と市町村立図書館のネットワーク、K 図書館間の連絡調整等、L 調査・研究開発、M 他の
※ 調整機關のメンバーは、両図書館長、図書館課長、図書館運営に造詣の深い内々の専門家等

□ 追手前小学校敷地に係る機能配置のイメージ



単独と合築との比較表(案)

1 図書館の機能面

資料 4

項目	具体的な機能	比較検討の概要	
		単 独	合 築
情報拠点	資料の収集・整理・保存	<p>(1) 県立・市民それぞれの役割・機能に応じた体制が組みやすい。</p> <p>(2) 県と市それぞれに役割があり、その役割に沿った蔵書構成を図つてきたが、一方では図書の重複や少なかった図書が2つあることから二重行政ではないかといった批判がある。</p>	<p>(1) 体制や施設等を整備すれば合築しても基本機能は変わらない。</p> <p>(2) 資料が集積し、県民市民の利便性が高まる。</p> <p>(3) 選書を調整しながら行うことにより、図書の重複等を避けることができる。</p> <p>(4) 県立と市民の図書の書誌データの購入先(日販かTRC)の統一が必要であり、蔵書統合のための経費が発生する。</p> <p>(5) 書庫面積が広くなり作業効率が悪くなるという意見があり、書庫のあり方にについて検討する必要がある。</p>
	ハイブリッド型図書館	それぞれが新しい設備や資料・情報・体制等を整える必要がある。	設備や資料・情報、体制等が整っていれば、単独と変わらない。
	調査研究資料の充実	資料の収集予算が同額ならば合築と変わらない。	資料の収集予算が同額ならば単独と変わらない。
	情報発信機能	<p>(1) 機能や体制が同じであれば、合築と変わらない。</p> <p>(2) 県・市それぞれの特性を生かした発信が可能であるが、利用者はそぞれぞれの情報を確認する必要がある。</p>	<p>(1) インターネット上の蔵書検索やホームページの在り方を検討すれば、機能は単独同様に発揮できる。</p> <p>(2) 利用者は、一元的な情報提供を受けることができる。</p>
	専門職員(司書)	県市それぞれの方針や業務の内容に応じた配置が可能である。	県市で業務を共同して実施できるよう、職員体制を整える必要がある。
	資料の貸出	<p>(1) 県立、市民に資料が分散するため、求める資料によりそれぞれの館に足を運ぶ必要がある。</p> <p>(2) 県・市それぞれの役割やこれまでの方針等に基づきサービスが提供できる。</p>	<p>(1) 合築することにより資料が一箇所に集まり、高知市民と周辺の住民の直接利用の利便性は高まる。(ワンストップサービスの実現)</p> <p>(2) 資料の予約の取り扱いをはじめとするルールの整理、統一が必要である。</p> <p>(3) 利用者が増大することにより予約待ちの期間が長期化する。</p>
直接サービス機能	レファレンス機能	<p>(1) サービス提供体制が同じであれば、合築と変わらない。</p> <p>(2) 市民は調査研究用の資料等を充実させる必要がある。</p>	<p>(1) サービス提供体制が同じでなければ、単独と変わらない。</p> <p>(2) 単独よりも資料が充実する分、提供できる資料・情報等が充実する。</p> <p>(3) 増大する貸出と合わせた体制整備が必要。</p>
	自学・自習機能	あらゆる年代が図書館資料を活用して自学自習するかといった問題はあるが、そうした空間を整備するか否かといふ問題はない。	あらゆる年代が図書館資料を活用して自学自習するかといふ問題はあるが、そうした空間を整備するか否かといふ問題はない。
※		県市それぞれのルールで運用。 協力貸出：県→市町村 相互貸借：市町村 ⇄ 県・市町村、県 ⇄ 都道府県	(1) 高知市民の利用が増大することにより、市町村図書館等を通じて利用する者の予約待ち期間の長期化や高知市民図書館の図書が県の物に乗り、市民以外に使われる。 (2) 県・市の運用ルールの違いを統一する必要がある。 (3) 蔽書量が増大することで、貸出サービスを受ける市町村等の利便性が高まる。
※ 協力貸出し・相互貸借			

物流体制の充実 ネットワーク	本の流れや搬送体制がシンプル。	(1) 物流体制そのものは単独でも合築でも変わらないが、市民図書館と県立図書館の2つの異なる物流体制が併存する。 (2) 合築には増すといふ意見と、市民の図書が市外に出回りデメリットになるという意見がある。 (3) 新しい図書等は、資料費が確保されれば、リクエストに応じて購入できることから、デメリットにはならないという見解もある。
	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	県立固有の業務であり、単独と変わらない。
市町村立図書館等の人的支援 公民館図書室の充実や図書館設置の促進	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	県立固有の業務であり、単独と変わらない。
分館・分室への支援	市固有の業務。	(1) 市固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県立の資料が市民の予約システムに繋ることから、高知市民の利便性が高まる。 (3) 新システム移行のために、コンピュータシステムの見直しが必要。 (4) 業務量に見合った体制の確保が必要。
子どもと本が出会う機会の創出等	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
市町村立図書館等への支援 子どもの読書活動の推進	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	(1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。
子どもも読書に携わる人材の育成のための支援 学校図書館の整備充実のための支援	県立固有の業務であり、合築と変わらない。	(1) 県立固有の業務であり、単独と変わらない。 (2) 県職員が市が担うこととなる直接サービス業務に携わり経験を積む機会を創る必要がある。
司書教諭等への研修と支援	支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。	支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。
障害のある方が安心して利用できる環境	施設の環境を整備すれば、合築と変わらない。	合築することにより、県立・市民・点字図書館の境目のない連続したサービスの提供が可能となる。
図書館利用に障害がある方へのサービス	支援のあり方の問題であり、合築と変わらない。	(1) 支援のあり方の問題であり、単独と変わらない。 (2) 担当職員が学校現場の状況や子どもも読書を推進するための経験を積む必要あり。
生涯学習	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
視聴覚ライブラリー	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。
その他 のサービス	サービス提供のあり方の問題であり、合築と変わらない。	サービス提供のあり方の問題であり、単独と変わらない。

※ 単独と合築で機能が発揮できるか否か整理したものであり、具体的なサービス内容は除いてある。

2 図書館の機能以外の面

	想定される影響等	合築に肯定的な意見	合築に否定的な意見	課題解決の方向性
1 2つの図書館が1つになること	(1) 図書等の資料や情報が集積し、ワンストップでサービス提供できることから、県民市民の利便性が高まる。 (2) 少子高齢化や人口減が進行する中で、今後の財政状況等を見据えると、合築の方が充実した図書館サービスを担保できる。 (3) 高知市内には、市民図書館の分館分室が21箇所整備され、ネット予約等でそこに行かなくとも図書館サービスが受けられることから、サービス低下はない。	(1) 県民市民が日常的に利用する施設が1つ減る。 (2) サービスの内容の異なる2つの施設を1つにしてしまうしかない。 (3) 県立は勉強のため、市民は憩いのため、といった、それぞれに特色があるが、1つになるとどうしたよさが無くなる。	(1) 理念・目標を明確にした図書館運営 サービスの充実 業務分担のルール化、体制整備、財源の確保の3条件が揃った安定的な事業の継続性 ※、蔵書冊数や利用者の増大に対するICタグの導入や組織や人員配置の見直しなどが必要	アイウ
2 市民図書館の利用対象者が市民から県民にまで広がること	(1) 市民図書館を利用ができるようになった県民の利便性が高まる。 (2) 現在も制度的に高知市民図書館の利用が可能な者(物部川水系から仁淀川水系の14市町村)は、県人口の約72%を占める。また、現在の県立図書館の利用登録者の88%は、市民図書館の利用可能な地域の者となっている。(その他の地域の方:県内3%、県外8%)こうしたことから、対象範囲が広がっても、ほとんど影響ないと考えられる。	(1) 市民図書館の図書が市民以外に流れ、高知市民にとつてはサービス低下につながる恐れがある。	新図書館の資料の充実 市町村支援機能の充実 物流の回数(毎日配達)	アイウ
3 本の取扱い	県市の図書を一体的に管理することにより、図書が充実し利便性が高まる。	(1) 県立の図書が高知市民に大量に貸し出され、県立が果たしてきた市町村支援のサービス水準を維持できない恐れがある。 (2) 市民サービスが低下する恐れがある。 (3) 図書の一體的管理のための費用が発生する。	新図書館の資料の充実 市町村支援機能の充実 物流の回数(毎日配達)	アイウ
4 運営体制 (県市2つの組織で運営すること)	(1) 図書館の役割と機能を踏まえ、日頃から緊密な連携と協力体制を築いていくことで、円滑な運営は可能である。 (2) 図書館の役割等を明らかにした運営を行つていけば、スマーズな運営は可能である。	(1) 組織風土の異なる2つの組織で運営すると、調整等に多大なエネルギーを要し、かえつて非効率になる。 (2) 意思決定の過程が複雑になる。 (3) 図書館は時代とともに変化発展するものであり、組織が2つだと変化に追いつかない恐れがある。	県立・市民の役割・機能分担を踏まえた組織体制の整備 県・市の緊密な連携	アイ

5 施設整備費	建築面積が減ることなどにより、単独整備に比べ約18億1千万円、削減可能。	単に面積を減らしただけではないか。 ※ 施設規模等に変更があれば見直しが必要
6 運営費	職員を増員することなく一體的に運営することができますが可能であれば、年間の運営経費が約1億1千万円、削減可能。 一箇所に集中することにより人員増をすることなく、運営することはむつかしい。経費の節減どならない。	比較の前提となる施設規模や利用者の大幅な増加による人員増など、大きな変化があつた場合には見直しが必要。なお、資料購入費を増額する場合には、単独でも合算でもともに同じ額を増額するものであり、単独と合算との比較には影響しない。

試算

○県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備(敷地面積5,000m²)した場合との比較
※太ゴシック斜体文字の部分は、県、市=10.7で計算

	合 築		単 独		総事業費比 較 (D)-(A) =(D)	県事業費 比較 (B)-(C) =(D)	市事業費 比較 (E)-(a) =(D)
	一体型(A)※追手前小学校 負担分(a)	備 考	県立(B)※シキボウ跡地 5,000m ² 程度+駐車場7,500m ² 比較しやすいように同じ面積で設定	備 考			
敷地面積 述べ床面積	5,000m ² 程度 13,000m ² (5F)		5,000m ² 程度+駐車場7,500m ² 10,000m ² (3F)		17,000m ²		
駐車場	地下自走式を想定						
駐車台数	100台 民間駐車場の活用		300台程度(7,500m ²)		10台	付置義務台数	
イニシャルコスト	8,282 4,856		6,814 1,475,118千円/m ² (導面)で算定		3,980 4,000,400千円/m ²		10,804 2,522
土地購入費							1,956 1,475
建築工事費	5,200		3,059 400千円/m ²		2,800,400千円/m ²		6,800 1,600
設計監督費			1,753 建設工事費の5%		140 建築工事費の5%		941 941
駐車場整備費	260		598 地下自走式100台想定		1平地自走式10台		340 340
埋文券 設備整備費	1,000 150		75 裁判所、検察庁の参考		調査地図対象外		△ 971 △ 560
設備整備費	794		467 書庫等(山梨県と同額)		150 裁判所、検察庁の参考		0 △ 75
情報システム整備費	402		236 図書館システム等		640 書庫等(山梨県と同額)		0 75
臨時的経費	476		280 7人×5年×7,853千円、臨時 10,200千円、ラベル統合191,295千円		400 図書館システム等(山梨県と同額)		1,069 275
ランニングコスト	700		333 正職員40人、臨時16人(現職員人件費)		719人×7,853千円(4年間で9人役)		799 397
人件費	347 分		167 正職員40人、臨時16人(現職員人件費)		142 △ 334		142 △ 209
資料購入費	132		100 現在の実績		359 206職員19、臨時・非常勤等18×現在単価		807 107
移動図書費	29		6 現在の実績		20 206職員19、臨時・非常勤等18×現在単価		132 173
コンピュータシステム費	40		20 先進県の例による		23 現在の実績		29 164
維持管理費	125		74 他県同規模団体平均		31 他県同規模団体平均		56 56
うち光熱水費	40		24 他県同規模団体平均		67 271他県同規模団体平均		163 38
うち設備管理費	40		"		"		46 6
その他	45		"		"		51 11
駐車場補助	27		16 立地環境		27 立地環境		66 0
							△ 27 △ 16
							△ 11 △ 11
立地環境							
交通の利便性							
図書館の機能							

試算

○県・市一体型で整備する新図書館と仮にシキボウ跡地に県立図書館を単独で整備(敷地面積10,000m²)した場合との比較

*太ゴシック斜体文字の部分は、県：市=10:7アワ試算

		合 築		单 独		総事業費比較 (B) (A) = (D)	
	一体型(A)※追手前小学校 県食担分(a)	備 考	県立(B)※シキボウ跡地 10,000m ² 程度・駐車場7,500m ² シキボウ跡地に図書館は、達へい年40%が適当 10,000m ² (3F)	備 考	市立(C)※追手前小学校 7,000m ²	(B) + (C) = (D)	総事業費比較 (B) (A) = (D)-(a)
敷地面積	5,000m ² 程度						
述べ床面積	13,000m ² (5F)						
駐車場	地下自走式を想定						
駐車台数	100台、民間駐車場の活用						
イニシャルコスト	8,292	4,858		7,404	3,980	11,384	3,112
土地購入費			2,065(118千円/m ² 建物価値)で算定			2,065	2,546
建築工事費	5,200	3,059(400千円/m ²)	4,000(400千円/m ²)	2,800(400千円/m ²)	6,800	1,600	5,616
設計監督費	260	153	200建築工事費の5%	140建築工事費の5%	340	80	2,085
駐車場整備費	1,000	586	28平地自走式300台	1平地自走式10台	29	△ 971	△ 411
埋文余掘費	150	75	調査地盤対象外	150(裁判所、検察官の発掘調査費参考)	150	0	△ 660
設備整備費	794	467	640■庫等(山梨県と同額)	429■庫等(山梨県と同額)	0	△ 75	75
情報システム整備費	402	236	400図書館システム等(山梨県と同額)	399図書館システム等	807	107	275
臨時修繕費	476	280	719人×7,853千円(4年間で9人役)	719人×7,853千円(4年間で9人役)	142	△ 334	164
ランニングコスト	700	383	448	359	807	107	209
人件費	347	167	221正職員40人、臨時16人(現職員人件費)	206正職員19人、臨時18人×馬在単価	132	0	397
資料購入費	132	100	100	427	132	0	397
移動図書館費	29	6	現在の実績	23現在の実績	29	0	164
コミュニケーション設備費	40	20	先進県の例による	25他県同様機関体平均	56	16	△ 334
維持管理費	125	74	96	67	56	5	△ 125
うち光熱水費	40	24	27他県同様機関体平均	19県単独面積割	163	38	16
うち設備管理費	40	"	30"	46	6	3	36
その他	45	26	39"	51	11	6	5
駐車場補助	27	16		27"	66	21	13
立地環境					0	△ 27	△ 16
交通の利便性			・繁華街に近く、中心市街地に位置する。 ・周辺に民間駐車場が多くあり、民間駐車場との併用が可能。 ・東西軸アリ内であり、民間駐車場としてふさわしい。また、街づくりの観点から、中心市街地活性化に向けた相乗効果も期待できる。	・広く駐車場が確保でき、インターにも近く車での来館者には便利。 ・公共交通機関や自転車等でのアクセスは一体型に比べ弱い。	・合算と同じ		△ 11
図書館の機能			・公共交通機関は、路線バス、路面電車が利用できる。 ・休日等の利用においては、歩道等への対応が必要。 ・周辺に大学、高等学校等があり学生にとって便利。 ・自転車等で運動通学する会社員、学生にとって利便性が高い。	・合算と同じ			・それぞれの館の特色に応じた運営を行なうことになる。

新図書館基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新県立図書館・高知市立市民図書館（本館）の一体的な整備のための基本構想を策定するため、新図書館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、新図書館の基本構想について、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 新図書館のあり方、役割及び機能に関すること。
- (2) 施設（規模・構成）及び設備に関すること。
- (3) 建設場所に関すること。
- (4) 管理及び運営に関すること。
- (5) 単独と合築の比較検討に関すること。
- (6) その他基本構想策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、高知県教育長が委嘱する委員で組織する。

- 2 委員は、14名以内とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を各1名を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、新図書館等基本構想策定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員は、会議を欠席する場合において意見を書面で提出することができる。
- 3 委員会は必要に応じ、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月22日から施行する。

新図書館基本構想検討委員会委員名簿

番号	氏 名	役 職 等
1	ウェーツ サダオ 植松 貞夫	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科長
2	ウチダ ジュンイチ 内田 純一	高知大学教育研究部人文社会科学系教育学部門教授
3	カタオカ ナクヒロ 片岡 章宏	(財)高知県身体障害者連合会会長
4	カトウ ットム 加藤 勉	高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門教授 県立図書館協議会委員
5	カワダ エミコ 川田 恵美子	高知市PTA連合会副会長
6	カワダ ミエミ 川田 米實	土佐町教育長
7	サイドウ アキヒコ 齋藤 明彦	鳥取県中部総合事務所県民局長 元鳥取県立図書館長
8	シノリ 篠森 敬三	高知工科大学附属情報図書館長
9	トヨタ ダリョウ 常世田 良	社団法人 日本図書館協会理事・事務局次長 これから図書館の在り方検討協力者会議委員(文科省) 元浦安市立図書館長
10	ミヤヂ 宮地 弘典	宮地電機株式会社代表取締役会長 前高知県教育委員長
11	モリオ 森尾 信子	市民図書館協議会委員 おはなしボランティア
12	ヤナガワ アキヒコ 柳川 明彦	室戸市立市民図書館長
13	ヨシザワ ブンジロウ 吉澤 文治郎	ひまわり乳業株式会社代表取締役社長
14	ヨシモト ヒロコ 吉本 寛子	土佐市立市民図書館長(司書)

(50音順、敬称略)

新図書館基本構想検討委員会の開催概要

回 数	開催年月日	検討内容
第1回	平成22年10月31日	○単独と合築の比較検討について
第2回	平成22年11月23日	○県立図書館・高知市民図書館の役割・機能 と新しい図書館像
第3回	平成22年12月7日	○県立図書館・高知市民図書館の役割・機能 と新しい図書館像 ○追手前小学校敷地の土地利用計画 ○駐車場のあり方
第4回	平成22年12月24日	○視覚障害者団体からの意見聴取 ○ネットワーク・物流のあり方についてあり 方について ○組織の運営について ○単独と合築の比較検討
第5回	平成23年1月17日	○組織・運営のあり方 ○施設・設備のあり方 ○単独と合築の比較検討
第6回	平成23年2月5日	○単独と合築の比較検討 ○新図書館基本構想中間報告書（案）